平成２９年（フ）第９８０号
京都市下京区西堀川通四条下る四条堀川町261番地１　ラフィーネ四条堀川　1001
債務者　坂口　弘樹
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５７号
京都府相楽郡精華町大字乾谷小字一ノ谷31番地
債務者　長谷　明美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６８号
京都府八幡市男山雄徳９番地１－Ｅ21－507
債務者　佐野工建こと　佐野　三郎
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
兵庫県西宮市甲子園三番町10番30―203号
債務者　千原ひとみ
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番５－1304号
債務者　西川　和夫
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８８号
兵庫県西宮市上田中町18番35―318号
債務者　阿古　直美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６００号
兵庫県尼崎市七松町２丁目５番15―202号
債務者　山口　　愛（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６１０号
兵庫県西宮市甲子園七番町９番26―407号
債務者　奥田　康彰
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３０号
広島市中区江波本町16番11―202号
債務者　村山君美子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４７号
広島市西区三篠町３丁目21－15―602、住民票上の住所広島県府中市出口町770番地１
債務者　作田　裕輔
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８号
山口県下関市川中豊町５－１－35　レオネクストゆたか201、住民票上の住所山口県美祢市伊佐町伊佐1002番地
債務者　谷口　敏郎
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
愛媛県新居浜市垣生６丁目13番41号　シーサイドセジュール201号室
債務者　小野　純司
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２４号
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2767番地の１
債務者　中濵　裕喜
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第２５号
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2767番地の１
債務者　中濵　昌文
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第３１５号
宮崎市神宮東３丁目１番２号　神宮ステーションビル302号
債務者　江谷　智子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２７号
宮崎県延岡市出北３丁目25番17―102号　ジュエリーベアハウス
債務者　赤木　浩也
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１２８号
宮崎県延岡市昭和町３丁目６番地
債務者　日髙　香織
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部